

# 独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員の労働時間、休暇等に関する規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第14号

制 定 平成16年 4月 1日  
一部改正 平成17年 4月20日  
一部改正 平成18年 4月 4日  
一部改正 平成21年 3月24日  
一部改正 平成22年 3月30日  
一部改正 平成22年 7月26日  
一部改正 平成23年 3月30日  
一部改正 平成24年 3月30日  
一部改正 平成24年12月26日  
一部改正 平成27年 3月26日  
一部改正 平成28年12月27日  
一部改正 平成31年 3月27日  
一部改正 令和 2年11月27日  
一部改正 令和 4年 3月31日  
一部改正 令和 5年12月25日  
一部改正 令和 7年 1月31日

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員就業規則（独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）規則第11号。以下「非常勤教職員就業規則」という。）第29条の規定に基づき、機構の非常勤教職員の労働時間、休憩、休日及び休暇等に関する事項を定めることを目的とする。

### (法令との関係)

**第2条** 非常勤教職員の労働時間、休憩、休日及び休暇等に関しては、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## 第2章 労働時間、休憩及び休日

### (労働時間)

**第3条** 非常勤教職員の労働時間は、1日につき7時間45分かつ1週間につき31時間を超えない範囲内において理事長の定めるところによる。

### (始業及び終業の時刻等)

**第4条** 非常勤教職員の労働時間、始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、理事長が個別に定めるものとする。

2 小学校就学の始期に達するまでの子の養育を行う非常勤教職員が、1日の労働時間を変更することなく、始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする労働時間の割振りによる労働（以下「早出遅出労働」という。）を請求したときは、機構の運営に支障がある場合を除き、理事長が定めるところにより、当該非常勤教職員に当該請求に係る早出遅出労働をさせるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条の3第3項の規定に基づく協定により早出遅出労働をすることができないものとして定められた非常勤教職員は、早出遅出労働をすることができない。

### (休憩時間の特例)

**第5条** 業務上の必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、理事長は、休憩時間の時間帯を変更することがある。

### (出勤、退勤の手続き)

**第6条** 非常勤教職員は、出勤及び退勤の際に所定の手続きをとらなければならない。

### (通常の労働場所以外での労働)

**第7条** 非常勤教職員が労働時間の全部又は一部について事業場以外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間を労働したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合においては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間労働したものとみなす。

### (時間外、深夜及び休日の労働)

**第8条** 業務上の必要がある場合には、労基法第36条の規定に基づく協定の定めるところにより、理事長は、非常勤教職員に所定の労働時間以外の時間又は休日に労働を命ずることがある。

2 小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は対象家族（育児・介護休業法第2条第四号に定める対象家族をいう。以下同じ。）の介護を行う非常勤教職員であって、請求のあった者については、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、前項の所定の労働時間以外の時間又は休日における労働をさせてはならない。

3 小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は対象家族の介護を行う非常勤教職員であって、請求のあった者については、第1項の所定労働時間以外の労働を1月間で24時間、1年間で150時間以上させてはならない。

4 小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は対象家族の介護を行う非常勤教職員であって、請求のあった者については、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜業（午後10時から午前5時までの労働をいう。）に従事させてはならない。

#### (時間外労働における休憩時間)

**第9条** 前条第1項の規定により労働を命じる場合に1日の労働時間が7時間45分を超えるときは、1時間の休憩時間(所定の労働時間中に置かれる休憩時間を含む。)を労働時間の途中に置くものとする。

#### (非常災害時の労働)

**第10条** 災害その他の避けることのできない事由によって必要がある場合には、その必要の限度において、理事長は、臨時に所定の労働時間を超えて、又は休日に労働を命ずることがある。

2 前項の労働を命じる場合には、労基法第33条第1項に定める必要な手続きを行うものとする。

#### (休日)

**第11条** 非常勤教職員の休日は、週1日以上、4週間を通じ4日以上となるように理事長が個別に定めるものとする。

#### (休日の振替)

**第12条** 前条に規定する休日に業務上の必要により労働を命じる場合には、理事長は、当該休日をあらかじめ当該日の属する週の初日から4週間以内の勤務日に振り替えることができる。

2 休日の振替は1日を単位とする。

#### (代休)

**第13条** 前条による休日の振替ができない場合には、労働することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内に、理事長は、当該休日の代休を与えることができる。

2 前項による代休は、当該休日後に与えるものとし、無給とする。

3 代休の付与は1時間又は1分を単位とする。

## 第2章の2 宿日直

#### (宿日直)

**第13条の2** 理事長は、非常勤教職員に対し、宿日直勤務として、労基法第41条第3号及び労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第23条により所轄労働基準監督署長から許可を受けた場合、宿日直勤務を命じることがある。

2 宿日直勤務の時間は、独立行政法人国立高等専門学校機構職員宿日直規則(機構規則第22号。以下「職員宿日直規則」という。)第4条第1項第一号又は第二号に掲げる時間を超えない範囲内で理事長が個別に定めるものとする。

3 その他、非常勤教職員の宿日直勤務について必要な事項は、職員宿日直規則(第4条から第6条までを除く。)又は独立行政法人国立高等専門学校機構学生寮教員宿日直規則

(機構規則第21号) (第4条から第6条までを除く。)を準用する。

## 第2章の3 労働時間の特例

### (労働時間の上限)

**第13条の3** 監視又は断続的労働として、労基法第41条第3号により所轄労働基準監督署長から許可を受けた場合は、第3条の規定にかかわらず、1日につき7時間45分又は1週間につき31時間を超えて、労働時間を定めることができる。

### (変形労働時間制)

**第13条の4** 第3条及び第4条の規定にかかわらず、1ヶ月単位又は1年単位の変形労働時間制について協定した場合、労働日ごとの始業・終業の時刻及び休憩時間は、当該協定に基づき理事長が定める。

2 その他、変形労働時間制に関し必要な事項は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則(機構規則第9号)第14条から第17条までを準用する。

### (短時間労働)

**第13条の5** 非常勤教職員は、小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は対象家族の介護を必要とする場合には、請求により1日の所定労働時間を短縮した労働(次項において「短時間労働」という。)に就くことができる。

2 短時間労働の対象者、期間、手続等については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の育児休業等に関する規則(機構規則第19号。以下「育児休業規則」という。)及び独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の介護休業等に関する規則(機構規則第20号。以下「介護休業規則」という。)の定めるところによる。

## 第3章 休暇

### (年次有給休暇)

**第14条** 年次有給休暇は、一の年(1月1日からその年の12月31日までをいう。以下同じ。)ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる日数を付与する。

一 次号から第五号までに掲げる非常勤教職員以外の非常勤教職員 継続雇用期間に応じ、別表第1に掲げる1週間当たりの労働日(週以外の期間によって労働日が定められている非常勤教職員にあっては、雇用期間における総労働日数を当該期間の週の数で除して得た数(1日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。))。以下この条において同じ。)の日数の区分ごとに定める日数

二 当該年の途中において新たに雇用された非常勤教職員(次号から第五号までに掲げる非常勤教職員を除く。) 採用日の属する月に応じ、別表第2に掲げる1週間当たりの

労働日の日数の区分ごとに定める日数

- 三 雇用期間が1年に満たない非常勤教職員（雇用契約において更新しないこととされているものに限る。）（次号及び第五号に掲げる非常勤教職員を除く。）一の年における雇用期間の月数（1月に満たない端数があるときは切り上げた月数）に応じ、別表第3に掲げる1週間当たりの労働日の日数の区分ごとに定める日数
  - 四 当該年に常勤の教職員又は独立行政法人国立高等専門学校機構再雇用規則（機構規則第24号）第1条に規定する再雇用教職員（以下「常勤の教職員等」という。）から引き続き非常勤教職員となった者 当該非常勤教職員となった日の前日における常勤の教職員等としての年次有給休暇の残日数（当該非常勤教職員となった日が1月1日の場合は、その残日数に、継続雇用期間に応じ、別表第1に掲げる1週間当たりの労働日の日数の区分ごとに定める日数を加えて得られる日数）
  - 五 当該年に有期雇用教職員から引き続き非常勤教職員となった者 当該非常勤教職員となった日の前日における非常勤教職員の区分に応じて、下記に定める日数
    - イ ロ以外の有期雇用教職員 当該非常勤教職員となった日の前日における有期雇用教職員としての年次有給休暇の残日数（当該非常勤教職員となった日が1月1日の場合は、その残日数に、継続雇用期間に応じ、別表第1に定める日数を加えて得られる日数）
    - ロ 独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用教職員の労働時間、休暇等に関する規則（機構規則第105号）第14条第1項第三号により年次有給休暇を付与された非常勤教職員 第3項の規定を準用し、算出した日数
- 2 前項第一号及び第四号の継続雇用期間とは、新たに雇用された日（常勤の教職員等から引き続き非常勤教職員となった者の当該常勤の教職員等となった日を含む。）から年次有給休暇を付与する日の前日までの期間をいう。
  - 3 第1項第三号の規定の適用を受けた非常勤教職員が雇用契約の変更等により同項第一号に掲げる非常勤教職員となったときの年次有給休暇の付与する日数は、当該変更等後の雇用契約が新たに雇用された日から適用されていたものとして同項第一号又は第二号の規定を適用した場合に当該年において付与されることとなる日数から現に付与されている日数を減じた日数を雇用契約の変更等の日に付与する。
  - 4 第1項第一号、第二号、第四号又は第五号の規定を適用された非常勤教職員が雇用契約の変更等により同項第三号に掲げる非常勤教職員となったときは、同項の規定にかかわらず、それぞれ同項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる非常勤教職員の例による。
  - 5 年次有給休暇を取得する場合は、あらかじめ休暇簿（別紙様式）に必要事項を記入し、理事長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、事後速やかにその事由を付して休暇を届け出ることができる。

#### （年次有給休暇以外の休暇）

**第15条** 理事長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤教職員（第六号及び第八号に掲げる場合にあつては、雇用期間を6月以上有しかつ週5日間30時間以上勤務の者、第三号、第七号及び第十号から第十三号までに掲げる場合にあつては、週5日間30時間以上勤務の者、第十四号に掲げる場合にあつては、週5日間以上勤務の者又は週30時間以上勤務の者に限る。）に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

- 一 非常勤教職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その労働しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 二 非常勤教職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その労働しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 三 地震、水害、火災その他の災害により非常勤教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、非常勤教職員が当該住居の復旧作業等のため労働しないことが相当であると認められるときは、連続する7日の範囲内の期間
- 四 非常勤教職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等（以下「災害等」という。）により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- 五 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、非常勤教職員が退勤途上における身体の危険を回避するため労働しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- 六 非常勤教職員の親族（別表第4の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、非常勤教職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため労働しないことが相当であると認められるとき 別表第4の日数の欄に掲げる期間
- 七 非常勤教職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため労働しないことが相当であると認められるときは、1日の範囲内の期間
- 八 7月から9月まで又は各学校が学則等で定める長期休業（春季、夏季、冬季、学年末等における休業日をいう。）の期間内において、非常勤教職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため労働しないことが相当であると認められる場合 一の年度（当該年の4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において原則として連続する3日間（ただし、雇用期間が7月から9月までに1日もかからない月がある場合は、1月につき1日間減する。）
- 九 7月から9月までの期間の内に各学校が実施する夏季一斉休業の期間内において理事長が指定する一の年度において1日の範囲内の期間
- 十 非常勤教職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため労働しないことが相当であると認められるときは、結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの連続する5日の範囲内の期間
- 十一 非常勤教職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、一の年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- 十二 非常勤教職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）の出産に伴い労働しないことが相当であると認められるときは、非常勤教職員の配偶者が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間の2日以内の範囲内の期間
- 十三 非常勤教職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日から6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの

子（配偶者の子を含む。）を養育する非常勤教職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、当該期間内における5日の範囲内の期間

十四 非常勤教職員が独立行政法人国立高等専門学校機構教職員表彰規則第8条第1項第一号により表彰された場合は、当該表彰された日から5年を超えない期間内における原則として連続する5日の範囲内の期間

2 理事長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤教職員に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。ただし、第四号から第五号までに掲げる場合（雇用期間を6月以上有しかつ週5日間30時間以上勤務の者が取得する場合に限る。）にあつては有給とする。

一 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女性の非常勤教職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

二 女性の非常勤教職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の非常勤教職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

三 生後3年に達しない子を育てる非常勤教職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等（託児所への送り迎え等、子のための一般的な世話を含む。）を行う場合は、一の年度において20日を上限とし（ただし、生後1年に達しない子を育てる非常勤教職員については日数の上限を設けないものとする。）、1日2回それぞれ30分以内の期間（ただし、当該非常勤教職員以外の親が、その子のために同様の休暇を取得する場合には、当該非常勤教職員以外の親が取得する期間を差し引いた期間）

四 満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤教職員が、その子の看護等（次のアからカまでのいずれかに該当することをいう。）を行うため労働しないことが相当であると認められる場合は、一の年度において5日にその子の人数を乗じて得た日数の範囲内の期間

ア 負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うこと

イ その子に予防接種又は健康診断を受けさせること

ウ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止に伴うその子の世話を行うこと

エ 保育所等その他の施設又は事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又は前ウに掲げる事由に準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと

オ その子の教育又は保育に係る行事のうち入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これに準ずる式典への参加をすること

カ 地震、水害その他の災害による学校の休業その他これに準ずるものに伴うその子の世話を行うこと

四の二 満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫（配偶者の孫を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤教職員が、その孫の看護等（次のアからオまでのいずれかに該当することをいう。）を行うため労働しないことが相当であると認められる場合は、一の年度において5日にその孫の人数を乗じて得た日数の範囲内の期間。ただし、孫を非常勤教職員が養育していない場合において、その孫を養

育している者が、その孫のために看護等を行うことが困難と認められる場合にあつては、非常勤教職員が養育していないその孫も対象とする。

ア 負傷し、又は疾病にかかったその孫の世話をを行うこと

イ その孫に予防接種又は健康診断を受けさせること

ウ 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規定による出席停止に伴うその孫の世話をを行うこと

エ 保育所等その他の施設又は事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又は前ウに掲げる事由に準ずる事由に伴うその孫の世話をを行うこと

オ 地震、水害その他の災害による学校の休業その他これに準ずるものに伴うその孫の世話をを行うこと

五 要介護状態(育児・介護休業法第2条第三号に定める要介護状態をいう。以下同じ。)にある対象家族の介護及び通院等の付き添い並びに対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の対象家族に必要な世話をを行うため労働しないことが相当であると認められる場合は、一の年度において5日(要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

六 非常勤教職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のための配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため労働しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

3 前2項の休暇の単位は、1日、1時間又は1分を単位とするものとし、時間を日に換算するときは6時間をもって1日とする。ただし、前項第一号及び第二号に掲げる場合においては、1日を単位として取扱わなければならない。

4 年次有給休暇以外の休暇の承認については、常勤の教職員の例に準じて取扱うものとする。

### (病気休暇)

**第15条の2** 理事長は、次の各号に掲げる場合に、非常勤教職員に対し当該各号に掲げる期間の病気休暇を与えるものとする。

一 非常勤教職員が業務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その労働しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

二 非常勤教職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その労働しないことがやむを得ないと認められる場合(前号に掲げる場合を除く。) 一の年度において10日の範囲内の期間

三 非常勤教職員が生理日における就業が著しく困難なため労働しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

2 病気休暇の期間は、無給とする。ただし、非常勤教職員(雇用期間を6月以上有しかつ週5日間30時間以上勤務の者に限る。)が前項第一号又は第二号に掲げる病気休暇を取得した場合、一の年度において10日の範囲内の期間は、有給とする。

3 病気休暇の単位は、1日、1時間又は1分とし、時間を日に換算する場合は、6時間をもって1日とする。



4 病気休暇の承認については、常勤の教職員の例に準じて取扱うものとする。

#### (年次有給休暇の時季変更権)

**第16条** 非常勤教職員の請求する時季に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営に支障が生ずると認められた場合には、理事長は、他の時季にこれを与えることができる。

#### (年次有給休暇の時季指定)

**第16条の2** 理事長は、第14条の年次有給休暇の日数(第18条の規定により繰り越された日数を除く。)が10日以上である非常勤教職員に対しては、労基法第39条第7項に定めるところにより、当該年次有給休暇のうち5日(教職員の請求又は前条若しくは次条の規定により年次有給休暇を与えた日数がある場合は、5日から当該日数を減じた日数)については、時季を定めることにより与えるものとする。

#### (年次有給休暇の計画的付与)

**第16条の3** 理事長は、労基法第39条第6項に基づく協定により年次有給休暇を与える時季に関する定めをした場合は、年次有給休暇の日数のうち5日を超える部分については、当該協定に定めるところにより与えることができる。

#### (年次有給休暇の単位)

**第17条** 年次有給休暇の単位は、1日又は半日とする。ただし、労基法第39条第4項の規定に基づく協定で定める場合は、当該協定で定める日数の年次有給休暇について、1時間を単位とすることができるものとし、時間を日に換算するときは、当該非常勤教職員の1日当たりの労働時間数(日によって労働時間数が異なる非常勤教職員にあつては、雇用期間における総労働時間数を当該期間の総労働日数で除して得た時間数)(1時間未満の端数があるときは、その端数を切り上げた時間数)をもって1日とする。

2 前項で定める半日を単位とする年次有給休暇は、始業時刻から休憩時間の直前もしくは、休憩時間終了直後から終業時刻までとする。

#### (年次有給休暇の繰り越し)

**第18条** 年次有給休暇(この条の規定により繰り越されたものを除く。)は、一の年における年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数(前条第1項ただし書きによる残時間数を含む。)を限度として当該年の翌年に繰り越すことができる。

#### (労働しないことの承認)

**第19条** 非常勤教職員就業規則第23条に規定する事由により労働しないことの承認を受ける場合は、常勤の教職員の例に準じて取扱うものとする。

## 第4章 育児休業等及び介護休業等

### (育児休業等)

**第20条** 非常勤教職員の育児休業等については、育児休業規則の定めるところによる。

(介護休業等)

**第21条** 非常勤教職員の介護休業等については、介護休業規則の定めるところによる。

## 第5章 その他

(適用除外)

**第22条** 第5条、第7条から第13条まで及び第19条の規定は、次の各号に掲げる非常勤教職員には適用しない。

- 一 非常勤教職員就業規則第2条第2項第六号及び第九号から第十二号までの非常勤教職員
- 二 非常勤教職員就業規則第2条第2項第五号、第十三号から第十五号までの非常勤教職員及び同条同項ただし書きにより定められた非常勤教職員であつて、当該非常勤教職員の雇用形態等が前号に掲げる非常勤教職員に準ずると認められるもの

附 則 (平成16年4月1日制定)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(休暇の引継ぎ)

- 2 この規則の施行日の前日又は前々日に人事院規則15-15第3条の適用を受けていた者が、引き続き機構成立の日に関係機関職員となった場合の第14条に規定する年次有給休暇については、従前のおりとする。

附 則 (平成17年4月20日一部改正)

(施行期日)

この規則は、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年4月4日一部改正)

(施行期日)

この規則は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年3月24日一部改正)

**(施行期日)**

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**(施行日前から雇用されている非常勤職員の年次有給休暇の日数の特例)**

- 2 施行日前から雇用されている非常勤教職員の施行日から平成21年12月31日までの年次有給休暇の日数は、改正後の第14条第1項の規定にかかわらず、その者の継続雇用期間及び雇用期間中における年次有給休暇の日数等を考慮し別に定めるところによる。

**(年次有給休暇の繰り越しの特例)**

- 3 前項の規定の適用を受けた非常勤教職員の年次有給休暇の最初の繰り越しは、第18条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

**附 則 (平成22年3月30日一部改正)**

**(施行期日)**

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**(時間単位年休に関する経過措置)**

- 2 施行日において、年次有給休暇に1時間未満の残時間数がある場合は、これを1時間に切り上げるものとする。

**附 則 (平成22年7月26日一部改正)**

この規則は、平成22年7月26日から施行し、平成22年6月30日から適用する。

**附 則 (平成23年3月30日一部改正)**

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則 (平成24年3月30日一部改正)**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則 (平成24年12月26日一部改正)**

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

**附 則 (平成27年3月26日一部改正)**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則 (平成28年12月27日一部改正)**

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

**附 則 (平成31年3月27日一部改正)**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第16条の2の規定は、施行日前に在職する非常勤教職員（この規則の適用を受ける非常勤教職員に限る。）については、平成32年1月1日から施行する。

**附 則（令和2年11月27日一部改正）**

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

**附 則（令和4年3月31日一部改正）**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別紙様式については令和3年4月1日から適用する。

**附 則（令和5年12月25日一部改正）**

この規則は、令和5年12月25日から施行する。ただし、改正後の第15条第1項第十一号の規定については令和6年4月1日から適用する。

**附 則（令和7年1月31日一部改正）**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条の規定については令和7年10月1日から適用する。

別表第1（第14条第1項第一号，第四号及び第五号関係）

1週間当たりの労働日	継続雇用期間					
	1年以下	1年を超え2年以下の年数	2年を超え3年以下の年数	3年を超え4年以下の年数	4年を超え5年以下の年数	5年を超える年数
一 4日以上（5日未満にあっては，1週間当たりの労働時間が30時間以上の者に限る。）	11	12	14	16	18	20
二 4日以上5日未満（前号に掲げるものを除く。）	8	9	10	12	13	15
三 3日以上4日未満	6	6	8	9	10	11
四 2日以上3日未満	4	4	5	6	6	7
五 1日以上2日未満又は1日未満（一の年における総労働日数が48日以上の方に限る。）	2	2	2	3	3	3
六 1日未満（前号に掲げるものを除く。）	0					

別表第2（第14条第1項第二号関係）

1週間当たりの労働日	採用日の属する月											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
一 4日以上（5日未満にあっては，1週間当たりの労働時間が30時間以上の者に限る。）	10	10	10	10	10	10	8	7	6	4	3	1
二 4日以上5日未満（前号に掲げるものを除く。）	7	7	7	7	7	7	5	4	4	2	2	1
三 3日以上4日未満	5	5	5	5	5	5	4	3	3	2	1	1
四 2日以上3日未満	3	3	3	3	3	3	2	2	1	1	0	0
五 1日以上2日未満又は1日未満（	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0

一の年における総労働日が48日以上 の者に限る。)												
六 1日未満（前号に掲げるものを除く。）	0											

別表第3（第14条第1項第三号関係）

1週間当たりの労働日	雇用期間の月数											
	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
一 4日以上（5日未満にあっては、1週間当たりの労働時間が30時間以上の者に限る。）	10	10	10	10	10	10	8	7	6	4	3	1
二 4日以上5日未満（前号に掲げるものを除く。）	7	7	7	7	7	7	5	4	4	2	2	1
三 3日以上4日未満	5	5	5	5	5	5	4	3	3	2	1	1
四 2日以上3日未満	3	3	3	3	3	3	2	2	1	1	0	0
五 1日以上2日未満又は1日未満（一の年における総労働日が48日以上 の者に限る。）	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
六 1日未満（前号に掲げるものを除く。）	0											

別表第4 (第15条第1項第六号関係)

親 族	日 数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日 (非常勤教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日 (非常勤教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日 (非常勤教職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日 (非常勤教職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日 (非常勤教職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日